

小田原市放課後児童健全育成事業

小田原市放課後児童クラブ運営業務委託

公募型プロポーザル

最優秀提案者決定基準

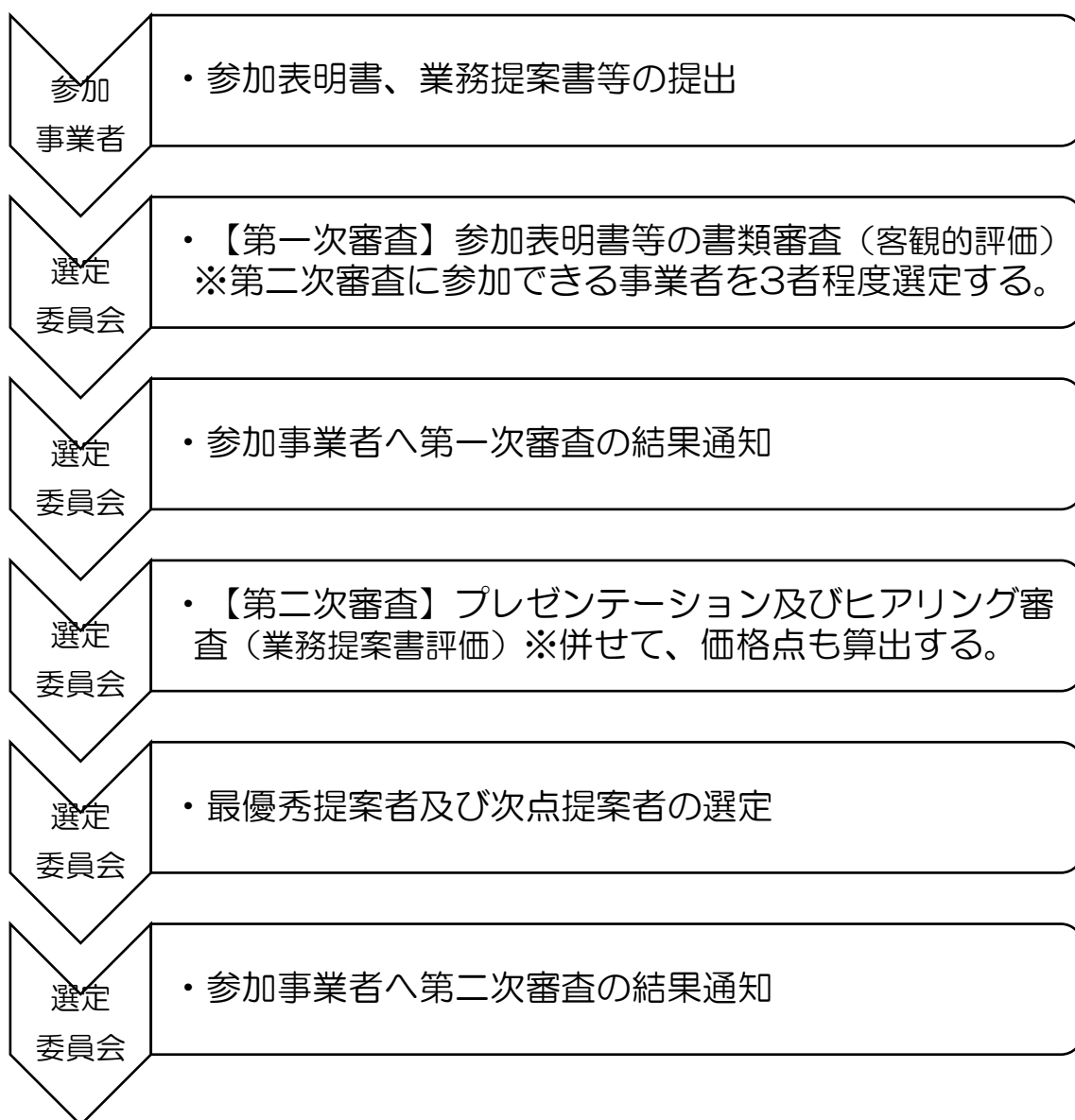
令和8年6月

小田原市教育委員会 教育部教育総務課

## 本書の位置付け

小田原市放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル最優秀提案者審査基準は、小田原市が、小田原市放課後児童クラブ運営業務委託を発注する事業者の募集及び選定を行うに当たって、本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加事業者」という。）の中から、最優秀提案者を選定するための方法及び評価項目等を示し、参加事業者の提案に具体的な指針を与えるものであり、参加事業者へ公表する公募型プロポーザル実施要領の一部とする。

## 【選定方法の流れ（イメージ図）】



## 【評価項目及び得点化基準】

### 1 客観的評価

#### (1) 評価項目

評価項目	評価基準	評価点
同種業務又は類似業務の実績 (様式3)	・平成28年度以降（過去10年間）に自治体（市区（特別区）町村）から受注し、かつ1年以上履行した同種業務又は類似業務（※）の実績（最大5自治体分） (本業務と同種のを高く評価する)	50
合 計		50

※類似業務とは、放課後子ども教室事業又は自治体を実施する児童の居場所を提供する事業（「児童館」や「プレイパーク」など）とする。

#### (2) 得点化基準

履行した同種業務又は類似業務の実績について、最大5自治体(市区(特別区)町村)分の実績を、次の業種点と規模点で評価する。

なお、1自治体で複数の契約実績がある場合、平成28年度以降（過去10年間）に受注し、かつ1年以上その自治体で履行した業務全てを評価の対象とする。

##### ア 業績点

1自治体で複数の契約実績がある場合、1自治体当たり、同種業務のみの実績となる場合は5点を、類似業務のみの実績となる場合は3点を加点する。両方の業種を実施している場合は、同種業務のみを評価する。※1自治体当たりの上限は5点

##### イ 規模点

自治体で業務を行った規模を評価する。各契約の施設数（注：支援単位数ではない）にその施設で業務を行った年数を乗じたものの合計で下表のとおり加点する。ただし、類似業務の場合は施設数に3/5を乗ずる

〈施設数×年数〉の値	得点
1～30	1点
31～45	2点
46～60	3点
61～75	4点
76以上	5点

## 2 業務提案書評価

### (1) 評価項目

評価項目	評価基準	評価点
経営方針・SDGsの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブ運営に対する基本的な考え方</li> <li>放課後児童クラブ運営におけるSDGsの取組</li> </ul>	10
提案内容の的確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定的なサービスの提供に関する実施方針</li> <li>利用者が楽しく安心して利用できる、具体的なサービス向上の取組</li> <li>支援員等の配置計画</li> </ul>	20
支援員等の雇用に対する待遇、資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援員等の安定的な確保及び選考方法</li> <li>支援員等の指導体制及び研修計画</li> <li>支援員等の給与及び福利厚生</li> <li>支援員等の長期雇用、負担軽減の取組</li> </ul>	17
危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故発生時の対応、予防の体制、苦情処理</li> <li>災害等への対応</li> </ul>	18
地域等との交流計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域との連携、交流の取組</li> <li>学校、保護者との連携、交流の取組</li> <li>放課後子ども教室との連携（一体化）の取組</li> </ul>	10
市内事業者との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラブ運営における市内事業者の活用方針</li> </ul>	5
合計		80

### (2) 得点化基準

評価項目毎に下表のとおり評価する。

評価	得点
極めて優れる	各評価点 × 1.0
優れる	各評価点 × 0.8
標準的	各評価点 × 0.6
やや劣る	各評価点 × 0.4
劣る	各評価点 × 0.2
不適格	0点

## 3 価格点

参考見積書を対象として、次に示す方法に基づき価格点を付与する。なお、見積金額が提案上限額を超過している参加事業者は失格とする。

- 参加事業者のうち、価格が最も低額であるものを第1位とし、価格点の満点である50点を付与する。
- その他の参加事業者の価格点は、第1位の見積金額（最低価格）と当該参加事業者の見積金額との比率により算出する。算出した得点の小数点第1位を四捨五入する。

$$\text{価格点} = 50 \text{点} \times \left( \frac{\text{最低価格}}{\text{当該見積価格}} \right)$$